

無償修理保証書

本書は、本書記載内容で無償修理を行うことをお約束するものです。取付日から下記期間中、故障が発生した場合は本書をご提示のうえ、取付店（指定事業者）に修理を依頼してください。

製品名		玄関用手すり 手すり本体 (ENT-180-30)												
ご利用者記入枠	氏名	保証期間			購入日より1年間									
	住所	購入日			年 月 日									
		製造年月			年 月									
		設計上の標準使用期間			年 月									
	TEL	製造番号												
指定事業者	この保証書はご使用できません。										印			
住所												TEL ()		

この保証書をお受け取りになるときに施工日、取扱店（指定事業者）名、扱者印が記入してあることを確認してください。保証書は再発行しませんので紛失されないよう大切に保存してください。なお、本書は日本国内においてのみ有効です。

- ・修理・取り扱いのご相談はまずお求めの取扱店（指定事業者）様へお問い合わせください
- ・保証期間中でも、次の場合は有償修理になります
 - (1) 記載内容以外で使用した場合の不具合
 - (2) 適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
 - (3) 弊社が定める施工説明書などに基づかない施工専門業者以外による分解、取外しなどに起因する不具合
 - (4) 建築躯体の変形など製品以外の不具合に起因する当該製品の不具合
 - (5) 塗装の色あせなど経年変化または使用に伴う磨耗などによって生じる外観上の不具合
 - (6) 金属腐食しやすい環境（海岸付近、温泉など）に起因する不具合
 - (7) 本書の提示がない場合
 - (8) 本書にお客様、取付日、取付店（指定事業者）名、扱者名の記載がない場合
 - (9) 滑止やビス・ボルト、ラベルなどは消耗部材としての取扱いとなるため保証期間中でも有償になります
- ・部品の交換について
有償、無償を問わず、修理により交換された交換前の部品・製品はDIPPERホクメイ（株）の所有になります
- ・設計上の標準使用期間とは、標準的な使用条件のもとで、適切な取扱い方法で使用し適切な維持管理が行われた場合に安全上の支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品毎に設定されるものです。メーカーの保証期間とは異なるものですのでご注意ください
- ・設計上の標準使用期間を超えた製品は経年劣化により事故の発生する可能性が高まります。使用しないでください
- ・この保証書は製品無償修理の証明書として有効ですが、製品に対しての無償修理を保証したものであって、本製品を使用しての事故や物損などに対して保証するものではありません
- ・本品は公的介護保険を対象に開発された製品ですので製品無償修理サービスも介護保険指定事業者を対象としています
- ・製品のアフターサービス期間は設計上の標準使用期間内とさせていただきます
- ・製品を施工した指定事業者の社名、連絡先が明確になるように製品に表示を行うなどしてください

製造元 ホクメイ株式会社

総販売元 DIPPERホクメイ株式会社 〒544-0001 大阪市生野区新今里2-4-1 TEL 06-6754-0625 (代表)